



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.169
4月号

令和8年度事業実施計画を策定しました

3月19日(木)、当協会の第85回理事会において、令和8年度事業実施計画が承認されました。



【計画を策定した役員】

公益社団法人栃木県産業資源循環協会は、産業廃棄物の適正処理を基本に、資源循環の更なる促進、人材育成、災害廃棄物対策、業界の社会的地位の向上等の事業に引き続き取り組んで参ります。

I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法により義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的として、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に広く頒布する。

(2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に対して指導・助言を行うとともに、排出事業者からの処理業者に関する問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3) 廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況の現地確認、廃棄物処理施設を設置する際の手続き等に関し、支援及び助言を行う。

(4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等の関係機関と連携し、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じて不法投棄等を発見した場合には、速やかに関係機関へ通報し、早期解決を図る。また、県等が実施する不法投棄防止キャンペーンに参加する。

～協会ニュース～

(6) 災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能となった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水害等の災害により発生した災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

2 研修事業

(1) 産業廃棄物処理の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施する。あわせて、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等に関する研修会を実施するとともに、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を実施する。

(2) 産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により、排出事業者及び処理業者を対象として、産業廃棄物の減量化や廃棄物処理法の改正等に関する講習会を実施する。

(3) 労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4) トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的として、今後の産業廃棄物処理を取り巻く環境の変化や社会的ニーズに対応した経営戦略等に関する研修会を実施する。

(5) 反社会的勢力排除のための研修会

産業廃棄物処理業界への反社会的勢力の参入を阻止するため、最近の暴力団等の情勢や企業に対する不当要求の実態及びその対策等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1) 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県及び公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼の向上を目的として、「リサイクル施設等を見学してみよう！（リサイクル施設等コンシェルジュ事業）」や環境学習出前授業などの啓発事業を実施する。

(2) 協会だよりの発行

廃棄物行政情報、産業廃棄物処理業界の実態や動向、協会の活動状況等について、協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともに、ホームページにも掲載し、産業廃棄物行政及び協会の活動状況等に関する各種情報を提供する。

(3) ホームページの運営

行政及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散・流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。また、該当事案が生じた場合には、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

II 共益事業等

1 組織強化事業

(1) 新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入の許可業者に対してパンフレットを配布するほか、各種研修会等の機会を活用して加入勧誘を行うなど、新規会員の加入促進に努める。

(2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等に関する情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

～協会ニュース～

2 意識啓発向上事業

(1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対して協会長表彰を行うとともに、行政や上部団体が実施する表彰事業に、協会員を推薦する。

(2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設に関する最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修会を実施する。

(3) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員へ周知し、会員の資質向上に努める。また、「メール配信サービス」を希望する者に対しては、電子メールによる情報配信も行う。

(4) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象となる会員に対して、許可更新に関する通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について、栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2) 排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者が相互に認識を深め、適正処理の推進を図るため、意見交換を行う。

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加・協力

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加するとともに、一般社団法人栃木県環境美化協会の事務の一部を受託するなど、行政や関係団体との連携を深める。

(4) 許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」について、実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、パソコンを所有していない方やパソコン操作が不慣れな方、Web環境が整っていない方等を対象に、受講申込みや講義動画の視聴に関する支援を行う。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としている。なお、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

III 共益事業等

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

(1) 定時社員総会の開催

(2) 理事会の開催

(3) 三役会の開催

(4) 委員会及び部会の開催

(5) 交流会

(6) その他

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」の保護を目的として、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

第 85 回理事会を開催しました

3月19日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第85回理事会が開催され、理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員候補者名簿原案
役員選考推薦委員会が作成した役員候補者の原案について、5月21日に開催予定の第15回定時社員総会に提案することとなりました。
2. 令和7年度決算見込み
原案のとおり承認されました。
3. 令和8年度事業計画案（1～3ページ参照）
原案のとおり承認されました。
4. 令和8年度予算案
原案のとおり承認されました。
5. 令和8年度会長表彰（優良従事者等）の候補者選定
会員から推薦のあった「優良従事者」及び「永年勤続者」の表彰者が決定しました。なお、表彰式は、5月21日に開催予定の第15回定時社員総会において実施いたします。

【報告事項】

1. 令和7年度下半期業務執行状況報告書
令和7年度の2月までの下半期における業務執行状況について報告しました。
2. 令和8年度許可等講習会
令和8年度に実施する許可等講習会の概要及び栃木会場の日程について報告しました。
3. 栃木県産業資源循環協会における令和8年度～令和9年度の労働災害防止計画
当協会における令和8年度から令和9年度までの労働災害防止計画の内容について報告しました。
4. 賀詞交歓会の開催結果
1月23日に宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催した賀詞交歓会の概要及び実施結果について報告しました。
5. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会の開催結果
2月10日にリバー株式会社壬生事業所において開催した視察研修会の概要及び実施結果について報告しました。
6. 労働安全衛生に関する研修会の開催結果
2月17日に栃木県教育会館で開催した研修会の概要及び実施結果について報告しました。
7. 関東地域協議会建設廃棄物処理・処分実態調査結果
令和7年度に実施した建設廃棄物処理・処分実態調査の結果について報告しました。
8. 会員の異動
代表者変更や退会等のあった会員について説明し、3月4日現在の正会員は201社、賛助会員は22社である旨を報告しました。
9. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
10. 協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

－ 組織強化の推進について －

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和8年4月1日現在、正会員201社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～協会ニュース～

【青年部事業】 三県合同視察研修事業を栃木県で開催しました

2月27日(金)、福島・茨城両県協会青年部との相互交流の推進及び業界のさらなる発展を目的として、今年度は栃木県協会が担当し、当協会員である株式会社クリーンテックとちぎが管理・運営する「エコグリーンとちぎ」において視察研修会を実施するとともに、宇都宮市内で懇親会を開催しました。

○視察研修会

エコグリーンとちぎ（栃木県那須郡那珂川町和見1918）

同施設は、栃木県が進めるPFI事業による管理型産業廃棄物最終処分場であり、屋根付き埋立施設や浸出水の循環処理など環境に配慮した設備を見学し、施設の概要や処理工程について理解を深めました。

○交流会

参加者相互の親睦を深めるとともに、今後の連携強化につながる有意義な機会となりました。なお、来年度は茨城県協会が担当する予定です。



【視察研修会 エコグリーンとちぎ】



【懇親会 三県協会合同の集合写真】

令和7年度第6回役員会、第4回全体会、勉強会を開催しました

3月13日(金)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、役員会、全体会、勉強会を開催し、福田部長をはじめ16名が出席しました。

○役員会・全体会

今後の青年部事業活動や新規加入部員の承認などについて、協議しました。

○勉強会

議題：2026年予定労働基準法改正について

講師：社会保険労務士法人ワイズコンサルタント 代表 社会保険労務士 大橋 義弘 氏
労働基準法が約40年ぶりに改正される見込みであることを踏まえ、改正の背景や趣旨をはじめ、労働時間管理の強化や柔軟な働き方への対応、さらに連続勤務の上限規制や勤務間インターバル制度の義務化、副業・兼業における労働時間通算ルールの見直しなど、実務に直結する重要なポイントについて分かりやすく解説いただきました。



【講義する大橋代表】



【会場風景】

令和8年度

産業廃棄物処理実務者研修会

前期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第1期	5月3日～28日	4月1日～21日
第2期	6月3日～28日	5月1日～21日
第3期	7月3日～28日	6月1日～22日
第4期	8月3日～28日	7月1日～21日

カリキュラム
(全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎
(第1章～第8章)

第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成
第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類
第3章 排出事業者の責務
第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第6章 産業廃棄物処理業
第7章 産業廃棄物処理施設
第8章 行政処分

② 産業廃棄物の委託処理と委託契約

産業廃棄物の委託処理と委託契約

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法

④ 帳簿

帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した「産業廃棄物処理実務者研修会テキスト」も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴

ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)

クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト

選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

[E-mail] ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【定休日】土日・祝日

2026.03

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は愛読者のかたからいただいた疑問、質問にお答えしました。

皆様、どうでしたでしょうかねえ。失礼な話ながら、推察するに9割5分位の方々は「なんじゃこりゃ。」で、共感出来たのは、最後の一文<マトリョーシカをメビウスの輪で繋いだ>部分だけだったのでは。いやはや、書いている本人ですら、何回も読み直し<お友達>に添削していただきながらでしたから、悲観することはありません。

「廃棄物処理法って、こんなにヘンテコな条文なんだ」を実感いただければいいのでは。

さて、そんな状態で恐縮ではありますが、前々月号の宿題は前号の解説にも関連する会社の役員の違反に関わる「処理施設設置許可の欠格要件」からでしたね。

施設設置許可の欠格要件(その連鎖関係)は処理業とも、また微妙に違うんですよね。

それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、A社の役員Bが不法投棄により罰金刑を受けたことにより、欠格要件該当になり、A社の産業廃棄物処理施設の設置許可が取り消された施設について、誤っているものはどれか。

- (1) A社の役員Bが退任し、A社が改めて設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
- (2) A社の役員Bが退任せず、A社が改めて設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
- (3) 別会社C社がこの施設を買い取り、C社が設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
- (4) 別会社C社がこの施設を役員Bが退任していないA社から使用権原を付与され、C社が設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
- (5) 別会社C社がこの施設を役員Bが退任したA社から使用権原を付与され、C社が設置許可申請をした場合、許可の基準に適合していれば許可される。

【解説】

法第15条の3第1項第1号では産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件による許可取消が規定されており、設置許可の取り消された施設は産業廃棄物処理施設ではなくなる。この施設を改めて設置許可申請をする場合は、法第15条の2に規定する許可の基準により許可又は不許可処分となる。産業廃棄物処理施設の設置許可取消は、産業廃棄物処理業者の許可取消と異なり「許可取消の日から5年間経過しない者」には該当しない。このため、会社が欠格役員を退任させ、改めて許可申請し、許可の基準(4)に適合していれば許可されることになる。

また、欠格者が施設の所有権を有していても、使用権原を有する者が許可申請し、許可の基準に適合していれば許可される。

～廃棄物処理問題～

ただし、いずれの場合も、欠格要件に至った理由によっては、許可の基準のうち、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに相当な理由がある者」に該当し、不許可処分になることはある。

(1) については新たな申請時点で施設許可申請者（法人A社）に欠格役員は居ないので許可の基準に適合していれば許可される。

(2) 新たな申請時点でも施設許可申請者（法人A社）に欠格役員が居るので不許可となる。

(3) 新たな申請時点で施設許可申請者（法人C社）に欠格役員がおらず、許可の基準に適合していれば許可される。

(4) (3) と同じ理由により許可される。よって、(4) が誤り。

(5) (3) と同じ理由により許可される。

正解 (4)

最後の問題も結構質問の多い事案から。

最後のQ、法第14条第1項の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人の役員が贈収賄で逮捕された。次のうち、正しいものはどれか。

(1) 逮捕されれば法第14条第5項第2号イの犯歴にかかわる欠格要件に該当する。

(2) 逮捕だけでは犯歴にかかわる欠格要件には該当しない。

(3) 逮捕され起訴処分されれば犯歴にかかわる欠格要件に該当する。

(4) 逮捕され不起訴処分であっても犯歴にかかわる欠格要件に該当する。

(5) 逮捕、起訴処分され、刑が確定した場合は、その量刑を問わず犯歴にかかわる欠格要件に該当する。

【解説】

許可業者の許可の基準である犯歴に関する欠格条項は、法人については、法第14条第5項第2号イ（法人自身）、ハ（未成年者の法定代理人）及びニ（役員又は政令で定める使用人）で第7条第5項第4号ロ及びハに規定されている。

同号ロは「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年経過しない者」、同号ハは「廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法などの環境法令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法の傷害、暴行や脅迫などの罪により罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年経過しない者」である。

ここで、「罰金刑以上の刑」とは死刑、拘禁刑及び罰金の刑をいい、「刑の執行を終わり」とは、現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいい、「刑の執行を受けることがなくなった」とは刑に執行の免除を受けた場合のことであり、刑に時効が完成した場合及び恩赦の一種として刑の執行の免除を受けた場合のことであり（なお、執行猶予の言い渡しを受けた者は、同号ロ及びハに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法第27条により刑の言い渡しの効力そのものが失われることから同号ロ及びハには該当しなくなるが、法第7条第5項第4号トに該当し得るものである）

一方、被疑者が逮捕されても、検察官が不起訴処分とする場合もあり、公訴提起しても、判決までは量刑もわからない。さらに無罪の可能性もあり、また、控訴、上告の選択もあり、刑が確定するまでは犯歴にかかわる欠格要件には該当しない。

このため、逮捕され、その役員がその後、刑確定前まで在任し続けた場合、あるいは辞任した場合でも、犯歴にかかわる欠格要件には該当しない。

～廃棄物処理問題～

ただし、逮捕に至った犯罪行為にもよるが、法第7条第5項第4号トの「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」の適用により、許可取消処分となる可能性はある。

なお、このケースでこの役員が起訴され、贈賄罪で拘禁刑が確定した場合、第7条第5項第4号ロに該当し、第14条第5項第2号イの適用となるので、第14条の3の2第1項第4号（廃棄物処理法上の悪質性が重大でない場合の取消条項）に該当し、産業廃棄物収集運搬業の許可は取消されることとなる。しかし、この取り消された業者の他の役員は、欠格該当にはならない（法第14条第5項第2号ニに規定される第7条第5項第4号ニによる）。

正解（2）

最後の問題なので、今まで解説した事項も含めて説明してみました。たぶん、途中で読むのを諦めた人も居ると思います。私は「それでいい」と思います。ほとんどの協会会員さんは一生、欠格要件なんて関係しないんです。

でも、万が一、自社が事件事故に巻き込まれたときは・・・と言うことで「リスク管理」は必要なことだと思います。なので、詳細は覚えていなくてよいのですが、「万一、うちの会社の役員が、こんな事件を起こしたら・・・」ということは頭の片隅に入れておくことです。

現実的な話として「逮捕」なんてことは、滅多にありませんし、警察が「誤認逮捕」などということは、当然、それ以上はありません。したがって、万一にも会社の役員が「逮捕」されたら、直ちに解任手続きを進めることをお薦めしておきます。

欠格要件の一つである「拘禁刑以上の刑」や「罰金以上の刑」は、裁判が確定しなければ該当ありません。だから、「直ちに解任手続き」なんです。それでも悪質な違反行為なら取消処分に繋がることもあるかと思いますが、まずは「膿を出す」、そして速やかに健全経営に舵を切ることが求められるでしょう。

滅多に起きる事では無いですから、「慣れてる」人もいないでしょう。そんな時は恥も外聞も無く、直ぐに協会に相談してみてくださいね。

いかがだったでしょうか？機関誌のバックナンバーで5年半の問題をやっていただければ、廃棄物処理法のいろんな疑問も解決できると思います。それでも物足りないなあと思われる方は「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」をお薦めします。皆さんにご購入いただくと私に200円位の印税も入りますし(^o^)まあ、買うほどのことは無いなあと思われた方は協会からお借りしてご覧下さい。

それにしても、ほんと、廃棄物処理法って面白いですよ。では、また、どこかでお会いしましょう。しーゆーあげいん(^)/^^

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



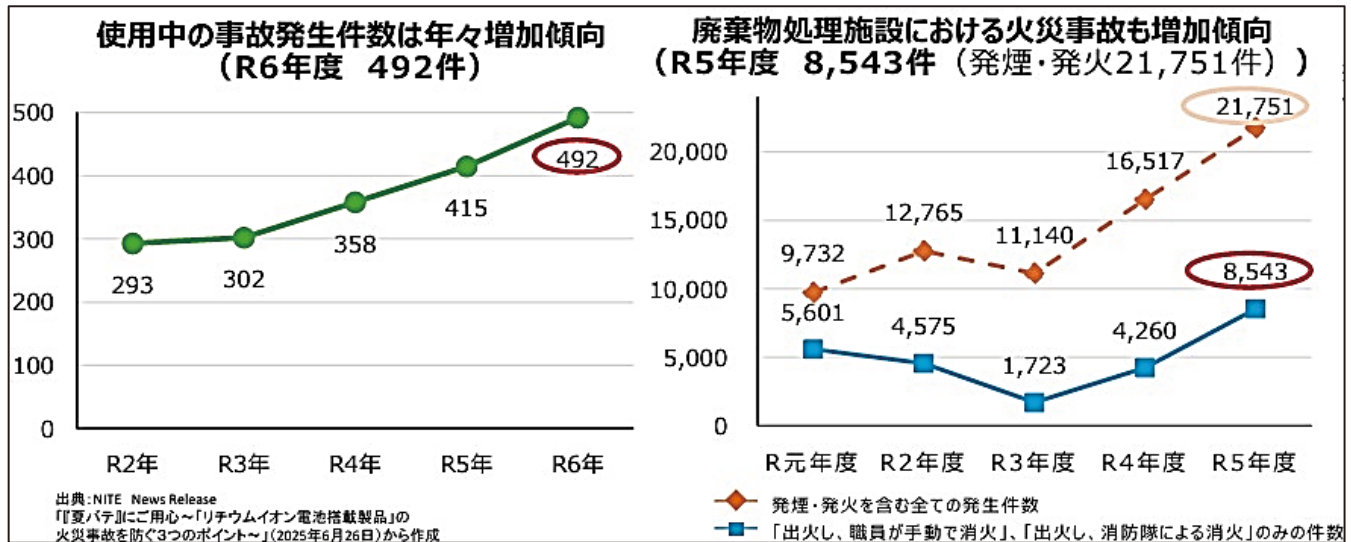
リチウムイオン電池対策の取組み（環境省）

事業所や工場から出るリチウムイオン電池は、破損・変形により、突然、発熱・発火して、多くの地域の産業廃棄物処理施設で火災等を起こしています。

環境省はリチウムイオン電池に関する詳しい情報について、「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」を開設しています。



この中で、取組みの重要性の背景がデータで示されています。モバイルバッテリーの発火や廃棄物処理施設における火災を抜粋して紹介します。詳細はサイトで確認してください。





「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」では、リチウムイオン電池総合対策パッケージを関係省庁で連携して策定して、政府一丸となって、リチウムイオン電池対策に全力で取り組むとされています。

リチウムイオン電池総合対策パッケージの4項目に『④廃棄時の対策』が示されています。

④ 廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- **他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)**
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- **膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)**
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)

(一部を掲載)

④ 廃棄時の対策

他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応 (環境)

□ 廃棄物となったリチウムイオン電池及びその使用製品について、廃棄物処理工程に意図せず混入し、廃棄物処理施設において火災が発生することを防止するため、廃棄物処理法に基づく制度的対応を行う(政省令等)。
 (1) 収集運搬や保管時に他のものと区分すること
 (2) 産業廃棄物の委託契約においてリチウムイオン電池等の含有の有無を明確にするための仕組みの構築 等

(1) 収集運搬・保管時の基準策定



排出時 → 収集運搬時 → 保管時 → 処分時

家庭・事業所 → 収集運搬車両 → 保管倉庫 → 廃棄物処理施設

廃棄物処理工程におけるリチウムイオン電池(使用製品)の適正な分別・保管の徹底

(2) 委託契約における含有の有無の明確化



排出事業者 → 収集運搬業者 → 処分事業者

委託契約・WDS※1・マニフェスト※2への明示 (イメージ)

産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥、 <input type="checkbox"/> 廃油、 <input type="checkbox"/> 廃酸、 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> リチウムイオン電池(使用製品)

※1 WDS (Waste Data Sheet) ……廃棄物の性状等が一定の場合は初回に一度提供すれば十分であり、廃棄物情報に変更があった場合に再通知が必要なもの。
 ※2 産業廃棄物管理票……廃棄物を排出する度に交付が必要なもの。15

廃棄物処理法に基づく制度的対応として、マニフェストに“**□リチウムイオン電池(使用製品)**”の記載が検討されているようです。

この通りに運用されると、排出事業者などがマニフェストを交付しなかった場合、あるいは虚偽の記載をして管理票を交付した場合など、下記の罰則が適用される可能性があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第27条の2《抜粋》

次の各号のいずれかに該当する者は、**一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金**に処する。

一 **第12条の3第一項(第15条の4の7第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)**の規定に違反して、**管理票を交付せず**、又は第12条の3第一項に**規定する事項を記載せず**、若しくは**虚偽の記載をして管理票を交付した者**

<以下、略>

(注) 第12条の3第一項：産業廃棄物管理票を交付のこと
 第15条の4の7第二項：国外廃棄物を輸入した者
 拘禁刑：令和7年6月1日に懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設
 個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的(法務省)

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○プラスチック資源循環促進法における設計認定制度

2021年に制定されたプラスチック資源循環促進法は、特に優れたプラスチック使用製品の設計について、認定制度を有しています。

2026年2月10日、文具、清涼飲料用ペットボトル容器、家庭用洗浄剤容器、家庭用化粧品容器などについて、41件の認定が行われました。再生材の使用、プラスチック使用量の削減などの取り組みが評価されています。ペットボトルについてはラベルレスやBottle to Bottleとして100%リサイクル材を使用したものなどが、主流になるかもしれません。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260210002/20260210002.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年3月23日掲載)

○廃棄物収集運搬と青ナンバー問題

2026年4月1日から改正貨物自動車運送事業法が施行され、白トラックに対する規制が強化されます。これに伴い、廃棄物収集運搬車両にも規制が及ぶのか議論が出ていました。

環境省は、令和8年3月16日付事務連絡「廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）」を発出しました。この通知によれば、白トラック規制強化の改正法は、貨物自動車運送業に係る許可等に関する従来の取扱いを変更しないとしています。すなわち、廃棄物収集運搬業について、基本的に運送業の許可は不要という解釈です。広がっている懸念を解消する意味があると思います。

https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20260317_02.pdf (佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年3月20日掲載)

○2026年廃棄物処理法改正の方向性

衆議院選挙の後、2026年2月18日召集された今国会は、150日の会期を予定しています。この国会で、廃棄物処理法の改正が予定されています。

改正案の概要は、2025年10月8日付けで環境省環境再生・資源循環局が公表している「今後の廃棄物処理制度の検討に関する概要資料」に示されています。ポイントは、不適正ヤードに対する規制強化・許可制の導入、再生材供給のサプライチェーン強靱化、新たなPCB廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物対策の強化などとなっています。久しぶりの大きな法改正であり、具体的な法案がどうなるか注目しています。

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000351652.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年3月16日掲載)

○再資源化事業等高度化法類型③の認定申請手引き

2025年11月に施行された再資源化事業等高度化法には、3つの認定制度がありますが、類型3は再資源化工程の高度化です。

類型3の趣旨は、既存の廃棄物処理施設の変更手続きに対する特例です。既に許可を受けている一般廃棄物・産業廃棄物処理施設において、老朽化や故障、技術の陳腐化などにより、リプレースが必要な場合が多くあります。従来、自治体で変更許可を得るためには、手続きに相当の時間がかかるため、リプレースが進まないという課題がありました。そこで類型3として、省エネ促進、優良認定などを条件として、環境省が迅速な手続きで変更を許可する制度が導入されました。

既に、廃棄物処理業の許可を有し、許可施設を有する業者が対象になります。認定を受けることにより、管轄の自治体から使用前検査を受けるだけで、施設を稼働できるようになります。

詳しくは環境省の認定の手引きをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/000372515.pdf> (佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年3月9日掲載)

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の **株式会社ヴィジット** を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社ヴィジット
代表者：代表取締役 瀬戸 鐵雄
住 所：那須塩原市一区町 317-65
連絡先：TEL0287-46-6247 FAX0287-46-6248
創 業：平成 20 年 5 月 30 日



2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業（許可番号）
 - ・ 栃木県（00900153573） ・ 福島県（00707153573） ・ 茨城県（00801153573）
 - ・ 群馬県（01000153573） ・ 埼玉県（01100153573）
- 建築物排水管清掃業（登録番号）
 - ・ 栃木県 26 年 北保排第 187-1 号

3 施設概要

株式会社ヴィジットは、関係会社である株式会社ダスキン栃北を基盤として平成 20 年に事業を開始しました。産業廃棄物収集運搬（汚泥吸引・各種清掃）および建築物排水管清掃（高圧洗浄・トラブル対応・カメラ調査）を主軸に、栃木県内および近県まで対応しています。さらに水道管洗浄、事業所・家庭の清掃、エアコン分解洗浄など、住まいと施設の衛生環境を支える業務を幅広く展開しています。



最新の作業機材を使用し、常に技術を磨き、安全安心、最高品質の作業サービスをお届けします。

4 会社からの一言

株式会社ヴィジットの願いは、事業活動そのものを通じて地域社会の持続的な発展に寄与することにあります。私たちは単にサービスを提供する企業ではなく、地域の暮らしや環境を支える社会的存在であることを自覚し、その責任を果たしていきたいと考えています。

そのために、高度な専門技術の習得に努めるとともに、お客様一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細かな対応を徹底し、信頼に足る企業であり続けることを目指します。また、専門性の高いサービスを通じて環境課題の解決にも積極的に関わり、環境汚染の軽減や地域の安全・安心の向上に貢献していきます。事業の価値を地域と共有しながら、持続可能な社会づくりの一翼を担う企業として歩み続けます。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

こんな時、どうするの？ ホテルから出るガラス瓶の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問者U)

当社は産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬の許可を有する会社で、新規オープンのホテルから出るガラス瓶の処分についての相談です。ホテルから出るガラス瓶をホテルが所在するA市に持っていったら、今回は20kgなので処分をするが、30kgを超える場合は処分できないと言われてしまったが、どうしたら良いか。何かいい案はないか。

(協会)

廃棄物処理法では、ガラス瓶は専ら物としても扱われており、再利用される場合は処分業の許可は不要になり、 manifests の交付も必要ありません。今回のケースは再利用ではなく処分する場合ですので廃棄物として整理すると、ガラス瓶は産業廃棄物の20種類で当てはめると、ガラスくず・陶磁器くずに該当し、業種、排出形態に限定がありませんので、事業場(ホテル)から出る瓶(ガラスくず・陶磁器くず)は産業廃棄物になります。ただし、廃棄物処理法第11条第2項に、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。」とあり、A市では少量(30kg以内)の場合は、事業場から出たガラスくずは合わせ産廃として処分することになっているようです。ホテルから出るガラス瓶はどのようなものが多いですか、再利用できるようなものはありますか。

(質問者U)

今回はワインの瓶などが多く、また本日は20kg程度でしたが、これからは30kgを超えることもあると思います。

(協会)

まず、どんなガラス瓶がどれくらい発生するかホテルに聞き取りすると良いと思います。その中で、発生量の多いものは製造者や販売店等と再利用してもらえないか協議し、再利用できないものだけをA市に処分してもらい、処分できないものは産業廃棄物として処分するしかありません。A市が30kgまでは受けてくれるということのようですので、まずは再利用先を探すと良いと思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、 manifests の運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に関し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- manifests 等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、 manifests 、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

栃木県気候変動

適応
センター

通信 41 号

暑さに負けない農業を目指す!

農業総合研究センターの適応策最前線

宇都宮の年平均気温は100年あたり2.53℃の割合で上昇しています。地球温暖化に伴い、農産物の品質低下や病害虫の発生など、様々な影響が顕在化してきています。これらへの対応に奮闘する「栃木県農業総合研究センター」の取組を紹介します。

いちご

夏秋季の高温により、開花の遅れや病害虫の多発が懸念されます。これらの影響により、収量や品質が低下するおそれがあります。



とちあいか

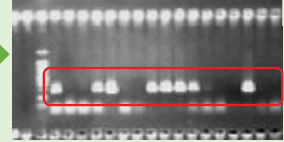
耐暑性や耐病性に優れた品種が持つDNAを調べ、選抜することで、品種開発のスピードアップを図っています。

有用形質(病気に強い等) 個体のみが持つ DNA 配列を検出し、苗のうちに選抜します



病気に弱い 病気に強い

病気に強い個体を持つDNA配列を検出



なし

夏季の高温や強い日射により、果実の日焼けや果肉障害が発生しています。さらに、暖冬の影響で開花が早まり、晩霜に遭遇することで花が枯死し、結実不良となることも問題となっています。



▲高温による果肉障害

▲霜による火ぶくれと実に残った

ミカン栽培の被覆資材を活用した高温対策の検証をしています。



防霜ファンと多目的防災網等の併用による晩霜害防止効果の検証をしました。



対策の組み合わせ	昇温効果
防霜ファンのみ	+0.7℃
遮陰法のみ	+0.4℃
防霜ファン+遮陰法+網かけ	+1.8℃
防霜ファン+遮陰法	+1.2℃
遮陰法+網かけ	-1.2℃

農業総合研究センターは 創設 130 周年



そのほかにも、さまざまな品種や技術による「適応」を進めています。

- ◆ 高温による品質低下(白未熟粒)の少ない 水稲品種「とちぎの星」の開発
- ◆ 二条大麦の凍霜害リスクが下がる「秋播性」の特性を持つ品種の育成
- ◆ トルコギキョウの「短茎早期開花」(高温により草丈が短く早期に開花すること)への対策技術の開発 など



▲とちぎの星

▲二条大麦

トルコギキョウ



最新の情報は

栃木県農業総合研究センターニュースを見てね!



農研センターニュース(県HP)

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP▶



◀ X(旧 Twitter)

令和8年度 栃木県・宇都宮市 廃棄物担当職員

令和8年4月1日付けの人事異動による栃木県及び出先機関、宇都宮市の産業廃棄物担当職員は次のとおりです。

□栃木県環境森林部

環境森林部長	岡本 栄二		
環境森林部次長兼環境森林政策課長	長野 辰男		
環境森林部次長	大金 重秀		
環境森林部参事	大橋 禎恵		
資源循環推進課			
資源循環推進課長	松木 太郎		
主幹兼課長補佐（総括）	中村 秀悦		
企画推進担当 TEL028-623-3228		審査指導班 TEL028-623-3154	
副主幹（GL） 佐藤 正浩		班長 大関 正浩	
主査 後藤 亮		副主幹（併） 藤原 武彦	
主事 田村 知也		主査（併） 弓手 義之	
技師 池上 美穂		主査 小西 智之	
		主査 倉井 太士	
廃棄物対策担当 TEL028-623-3107		主査 加藤 将樹	
課長補佐（GL） 大関 健男		主任 親松 克典	
副主幹 荒川 亮		主任 山本 祥	
主査 角田 武裕		技師 福田 佑樹	
主査 塙 真琴		主事 谷津 光	
主任 井坪 孝浩			
主任 築田 慧			
技師 稲葉 陵			
技師 猪瀬 絢加			
主事 駒形 実咲			

□県西環境森林事務所 TEL0288-23-1000

□県東環境森林事務所 TEL0285-81-9002

環境部長	小峰 由夏	環境部長	人見 敬一
部長補佐兼環境対策課長	齋藤 康司	環境対策課長	大野 貴博
主査	宇賀神 尚介	副主幹	伊東 佳久
主任	平野 真弘	係長	尾崎 卓也
主任	関 貴文	主事	村上 輔
主事	沼尾 拓実	技師	久保庭 美砂

～行政ニュース～

□ 県北環境森林事務所 TEL0287-22-2277

□ 県南環境森林事務所 TEL0283-23-4445

環境部長 部長補佐(総括)兼環境対策課長	森山 和彦	環境部長 部長補佐兼環境対策課長	野口 雄一 青木 宏行
主査	篠崎 泰英	主査	大阿久 俊幸
主査	渡邊 信幸	主任	大塚 敬太
主任	麻生 祐太	技師	野澤 和史
主任	油谷 諒		
主任	石原 敬史		
主任	大場 勇希		
主事	辻 亮太		

□ 小山環境管理事務所 TEL0285-22-4309

所長 所長補佐(総括)兼環境対策課長	加藤 道夫
主査	藤平 慶志
主査	手島 和典
主任	福士 宏樹
主任	平山 大輔
主事	薄井 俊天
主事	戸田 あゆみ
技師	小林 稔
技師	柴崎 真

□ 宇都宮市環境部

環境部長	山川 治人		
環境部次長副参事(脱炭素担当)兼務	武田 勝行		
環境部副参事(廃棄物政策担当)	荻原 研二		
廃棄物政策課 廃棄物政策課長	戸井田 淳史		
廃棄物政策課主幹	小林 祐一		
廃棄物政策課長補佐	川村 幸良		
企画調整グループ TEL028-632-2415	審査指導グループ TEL028-632-2928		
係長	佐藤 敦子	係長	長岡 優樹
総括	金林 睦	総括	武藤 有佳
主任	鈴木 靖果	主任	亀田 恒夫
主任主事	田尻 真也	主任	安納 康之
主事	渡邊 彩紗	主任	村上 張樹
主事	中村 真望	主任技師	小宅 智子
主任(再)	長谷部 敬	主任技師	三浦 智寛
		主任主事	長嶋 克博
		主任主事	長谷川 雄大
		主事	坂野 秀峰

県では、令和8（2026）年度を初年度とする「栃木県環境総合計画」を令和8（2026）年3月27日に策定しました。本計画に基づき、循環経済への移行に向けて各種施策を推進して参ります。

栃木県環境総合計画【資源循環対策関連】の概要 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

01 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による計画

02 計画の期間

おおむね10年後を見据えた上で、令和8(2026)年度～令和12(2030)年度までの5年間

03

基本目標 **サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」**

循環型社会の形成に向け、あらゆる主体において資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進します。

04

基本方針

7Rの促進等により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、持続可能な循環型社会の形成を目指す。



▶ 7R（セブンR）とは？

栃木県では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に本県独自のプラス3R（リシンク、リフューズ、リファイン）の視点でプラスチックに関する施策を展開してきました。

また、国においては、プラスチック資源循環戦略を策定し、3RプラスRenewable（リニューアブル）の基本原則を掲げました。本県ではこうした国の動きや環境の現状等を踏まえ、循環経済への移行に向けた資源循環対策として、上記の「R」を統合した「7R」を掲げることとしました。

おおむね10年後の将来像

循環経済への移行により循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現しています。

05

- ▶ ライフサイクル全体での徹底した資源循環が行われています。
- ▶ 製造業・販売業、リサイクル業等が連携した新たな資源循環システムが構築されています。
- ▶ リサイクル産業が成長し、脱炭素化や水平リサイクルなどに関連した新たな技術開発、雇用創出等が実現しています。
- ▶ 廃棄物の適正処理が徹底され、ごみの散乱や不法投棄のない生活環境が実現しています。
- ▶ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制が確立されています。

06 施策項目、指標

<施策項目①> 7Rの促進

- ▶ 発生抑制(①リシंक、②リフューズ、③リデュース)・再使用(④リユース)
 - 県民、排出事業者等による発生抑制(食品ロス削減、マイバッグ持参など)、再使用の取組促進
- ▶ 再生利用(⑤リファイン、⑥リサイクル)
 - 県民、排出事業者による分別の取組促進 ● 高度なリサイクルシステムの構築
- ▶ 再生可能資源への代替(⑦リニューアブル)
 - 紙、木材、バイオマスプラスチックなど再生可能資源の利用促進

指標項目	現状値R6(2024)	目標値R12(2030)	目標値設定の考え方
県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量[g/人・日]	637(2023)	620	市町等の廃棄物処理計画等から推計
県内の産業による生産額(実質)1億円当たりの産業廃棄物の排出量(農業及び鉱業に係るものを除く。)[t/億円]	42.8(2022)	40.7	現況値から5%削減を目指す
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量[千t]	56(2023)	45	市町等の廃棄物処理計画等から推計
県内で排出された産業廃棄物の最終処分量[千t]	77(2023)	75	国基本方針を参考に2022年度比10%削減を目指す
環境学習参加者数(資源循環分野)[人]	11,820	12,000	今後の人口減少を考慮し、取組を維持した上で微増を目指す
県民1人1日当たりのごみ焼却量[g/人・日] ※事業系一般廃棄物を含む	709(2023)	618	国基本方針を参考に2022年比15%削減を目指す(栃木県2022年727g/人・日)

<施策項目②> 資源循環推進 体制の確保

- ▶ 資源循環に向けた処理体制の確保
 - 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築 ● 必要な産業廃棄物最終処分場の確保等
- ▶ 廃棄物・リサイクル産業の振興
 - 製造業(動脈産業)とリサイクル業(静脈産業)との連携等による高度な循環システムの構築
 - リサイクル施設に対する県民等の理解促進 ● リサイクル施設の立地促進等

指標項目	現状値R6(2024)	目標値R12(2030)	目標値設定の考え方
サーキュラーエコノミー動脈産業マッチング件数[件] ※新たな循環ビジネスの構築を目指すもの	—	20	年間4件の動脈産業と静脈産業等とのマッチングを目指す
県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数[件]	82	増加を目指す	県民等の理解促進を図りつつ、リサイクル施設を誘致し、その立地の増加を目指す

<施策項目③> 廃棄物等の 適正処理の促進

- ▶ 廃棄物の適正処理
 - 不法投棄等の不適正処理対策 ● 廃棄物排出事業者の意識改革
 - 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保 ● PCB廃棄物等の適正な管理及び処理等
- ▶ 災害廃棄物の処理体制の整備
 - 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進
 - 廃棄物処理施設の強靱化

指標項目	現状値R6(2024)	目標値R12(2030)	目標値設定の考え方
県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数(10t未満を含む)[件]	159	79	現況値の半減を目指す
水害を想定した災害廃棄物処理計画の策定市町数[市町]	8	25	全市町の策定を目指す

計画の推進

07

- ▶ 各主体の役割と連携
県民・団体、事業者、行政(県、市町)等の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協働していきます。
- ▶ 進捗管理
年度ごとに進捗を管理し、目標等の達成状況を取りまとめて広く県民に公表します。

令和8(2026)年度

リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業の見学先登録について（依頼）

栃木県環境森林部資源循環推進課

＜リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業とは＞

県民の皆さまにリサイクルやごみ処理の現場を直接ご覧いただくことで、循環型社会の形成に向けた理解を深めていただくことを目的に実施している事業です。県が見学希望を受けて、各リサイクル施設等と調整を行い、見学当日には職員が同行、参加団体の希望に応じて県政出前講座も併せて実施するものであり、令和8年度も実施予定です。

- ・ 対 象：県民および県内の事業所・団体等（5名以上）
- ・ 実施期間：令和8（2026）年6月～令和9（2027）年1月（各月5件まで）
- ・ 共 催：（公財）栃木県環境保全公社、（公社）栃木県産業資源循環協会

＜実施に当たって見学先のご登録お願い致します＞

例年年度始めに、栃木県産業資源循環協会員の皆様には、県内のリサイクル施設等について見学先としてご登録及びご登録の更新を依頼しています。依頼文書を4月初旬に郵送またはメールさせていただきましたので、ご確認の上、是非ご登録をお願い致します。

（※令和7年度末現在、20社（施設）にご登録をいただいております。）

登録は、下記 forms（URL・QRコード）から、または、依頼文書に添付した【見学先シート】に必要事項を記入の上、写真を添付し、県担当宛てメールでお願いいたします。

*登録用 FormsURL：

<https://forms.office.com/r/5WfCDL3Tcu>

QRコード→



*メールでの登録申込は、写真と【見学先シート】→を添付し、資源循環推進課企画推進担当へ

puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

※締切り日以降も随時受け付けております。

年度途中からでも、見学受入れ可能となりましたら、是非ご登録をお願いいたします。

＜見学の様子＞



リサイクル処理施設見学コンシェルジュ事業【見学先シート】

法人名	
施設名称	
施設所在地	
事業内容	
アピールポイント (100字～200字程度)	
見学可能日時 開 閉	見学時間 (目安)
受入可能人数	
留意事項等	
担当部署及び担当者名	
電 話	FAX
E-mail	
ホームページ (URL)	

＜参考 令和7年度の実施状況＞

実施日	見学者(団体等)	見学先
8/5(火)	一般社団法人栃木県産業環境管理協会(28名)	(株)吉川油脂
8/27(水)	栃木県化学職インターンシップ(7名)	ジャパンテック(株)
9/26(金)	千住金属工業株式会社(5名)	(株)関東エコリサイクル
10/8(水)	小山市環境課ごみ削減推進員(22名)	メルテック(株)・(株)ツルオカ
10/15(水) ※	栃木県市町村消費者団体連絡協議会(10名)	ジャパンテック(株)
10/20(月) ※	瑞穂野地区リサイクル推進協議会(12名)	(株)アクトリーR&D センター
10/21(火)	小山市高齢者生きがい課いきいきふれあい運営委員会連絡協議会(13名)	ジャパンテック(株)
10/23(木)	佐野市環境衛生委員協議会(30名)	(株)関東エコリサイクル・メルテック(株)
11/5(水)	佐野市環境衛生委員協議会(25名)	(株)関東エコリサイクル・メルテック(株)
11/11(火) ※	高根沢町保健委員会(11名)	ジャパンテック(株)・サンエコサーマル(株)サーマルリサイクルセンター
11/18(火)	日光市女性団体連絡協議会(21名)	ジャパンテック(株)
1/23(金)※	とちの環県民会議(7名)	那須高原リサイクルパーク(株)
合計12日	11団体 計 191名(延べ279名)	8社 延べ16施設(回)

※印は、県政出前講座「循環型社会を目指して」を併せて実施。

＜見学後のアンケートから 自由意見(抜粋)＞

- ・家電リサイクル工場の規模や整然とした管理(5Sが行き届いている)に感心した。安全体感センター室も大変参考になった。
- ・職員の説明で、働く方から見た、物を捨てる我々に対する注文(消費者が気をつける点)がよく理解できた。
- ・現場を見ることができ貴重な体験ができて良かった。車の解体工程やエアバックの展開は、迫力と技術力に驚き勉強になった。
- ・ペットボトルの回収率(94%)が高いのは消費者の意識が高いからだとは分かりましたが、それに比べリサイクル率が低いのはきれいに洗わずに捨てられる、色がついたものが入っているなどが理由と知りリサイクルの難しさも学んだ。
- ・見学先が代替受入やサーマル発電で居住地域と関係があることを初めて知った。プラごみの問題について、改めてできることをしっかり対応していきたい。
- ・ばいじんや焼却灰の処理が行われ、焼却灰から石材ができ、貴金属がとれると初めて知りました。高度な処理技術に驚きました。
- ・排気や排水などをきれいにして出す技術、徹底した管理が素晴らしい。県や企業の取組を知り、環境意識が高まった。
- ・今回の見学で、埋め立てごみのイメージが分かり、手作業での分別が大変だと知った。使った以上に処理に手がかかるので、ごみを出さない生活スタイルが大切と実感した。

本事業を通じて、参加者からは「現場を知ることで理解が深まった」「リサイクルや分別の重要性がよく分かった」といった前向きな声が多く寄せられました。今後も、県民の皆さまとともに循環型社会の実現を目指し、見学機会の提供や環境教育の推進に取り組んでまいりますので、是非、見学先としてご登録・ご協力いただきますようお願いいたします。

[令和8年度] 栃木県

サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル 構築支援事業補助金

資源の循環利用と県内産業の成長のため、動静脈企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築を支援します！

※サーキュラーエコノミー：廃棄物の発生を最小限に抑え、資源を効率的かつ循環的に利用する経済システム



【募集期間】

令和8年**4月20**日(月)～**5月27**日(水) ※予定

制度概要

1. 補助対象事業

県内のサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出に係る事業であって、新規に取り組むリーディングモデルとなる先進的な事業 など
※補助事業の完了後3年以内に県内で事業化を目指す事業であることが要件

2. 補助対象者

取組を行う企業グループのうち、県内に事業所を有する中小企業であって、代表となって事業に取り組む者

3. 補助事業内容

補助率：**3分の2**、補助上限額：**750万円**

事業期間：交付決定日から令和9年2月末まで

4. 補助対象経費

- 材料費(原材料費)
- 労務費(人件費)
- 事業経費(委託費、技術指導費、賃借料、運搬費、販路開拓費、機械装置・工具器具、その他経費)

採択件数

4 件程度

【問合せ先】

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

電話：028-623-3228

URL：http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/circuler_business.html



2026 春 ガイド ツアー

五感を使い 知れば知るほど 深い、奥日光

奥日光 ナイトサファリ

アニマルウォッチinバス&プーチハイクで
ドキドキと学びの夜ふかし♪

日付 4月25日(土)5月9日(土)
時間 18:30～21:00
参加費 3,300円※

写仏&八丁出島 ハイキング

奥日光の興り・歴史×中禅寺湖の春の自然
たっぷり楽しんで学ぶ1日を

日付 4月26日(日)
時間 9:00～15:00
参加費 5,500円※

奥日光 バードウォッチング三昧!

野鳥の宝庫・戦場ヶ原へ/
双眼鏡無料貸し出しもあるので初心者大歓迎♪

日付 4月29日(水祝)
時間 10:00～14:30
参加費 2,000円

戦場ヶ原春のガイドウォーク

ガイドと歩いてより楽しく/
早春の戦場ヶ原で五感を使った自然体験!

日付 5月2日(土)～6日(水祝)
時間 9:30～11:00
13:00～14:30
参加費 1,000円

茶ノ木手 トレッキング

奥日光の玄関口/
隠れた絶景と自然を楽しむ早春トレッキング

日付 5月3日(日)
時間 9:00～15:00
参加費 8,800円

奥日光 バードウォッチング教室

野鳥たちの暮らしを楽しむバードウォッチング
渡来したばかりの夏鳥を求めて千手ヶ浜へ!

日付 5月10日(日)
時間 9:00～14:30
参加費 5,500円※

新緑・高山 トレッキング new!

春の息吹を全身で感じよう!
さらめく新緑の奥日光でのんびり爽快トレッキング♪

日付 5月23日(土)
時間 9:25～14:25
参加費 5,500円※

湯導管の道歩く

中禅寺温泉誕生のカギは山の中に隠れている?
奥日光の知られざる歴史にせまります

日付 5月25日(月)
時間 9:30～14:30
参加費 6,600円

半月山 トレッキング

初心者歓迎の軽登山
緑薫る森林を登り、絶景の眺望を目指します

日付 6月6日(土)
時間 8:30～15:00
参加費 8,800円

トワイライトヨガ体験

旧イタリア大使館別荘で開催!
貴婦人の愛した夕暮れをヨガで堪能しましょう

日付 6月6日(土)
時間 16:30～19:30
参加費 6,000円

夜の生きもの探しin中禅寺湖

生きもの達でにぎやかな
夜の湖畔をナイトウォーク!

日付 6月20日(土)
時間 19:00～21:00
参加費 2,000円

※: 低公害バス運賃、入場料等別途必要となります

時間などの詳細は変更になる可能性があります

詳細・お申し込みは
こちらのQRコードから→



栃木県立
日光自然博物館
QRコードでHPに簡単アクセス!



TOBU Group

〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1 ☎0288-55-0880

栃木県内のまつり・イベント情報（4月～5月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
4月4日(土)～4月19日(日)[予定]	菜の花・桜まつり	益子町	小宅古墳群／亀岡八幡宮(益子町小宅1369-1)隣	ましこ花のまちづくり実行委員会事務局(益子町観光商工課)	0285-72-8846
4月4日(土)～4月30日(木)7:00～18:00	芝ざくらまつり	市貝町	市貝町芝ざくら公園(芳賀郡市貝町見上614-1)	市貝町観光協会	0285-68-3483
4月4日(土)～6月7日(日)	ヒスイカズラごり押し展	栃木市	とちぎ花センター とちはなちゃんドーム 第2企画展示室(栃木市岩舟町下津原1612)	とちぎ花センター	0282-55-5775
4月6日(月)～5月10日(日)※火曜日休園 9:00～17:00(受付:16:00まで)	昭和100年特別企画 日光田母沢御用邸記念公園「二階皇后御学問所室内特別公開」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
4月上旬 10:00～15:00頃	如来寺花まつり	日光市	如来寺(日光市今市710)	如来寺	0288-21-0105
4月11日(土)10:00～15:00頃	瀧尾神社例大祭	日光市	瀧尾神社(日光市今市531)	瀧尾神社	0288-21-0765
4月11日(土)	下野國一社八幡宮春祭	足利市	下野國一社八幡宮(足利市八幡町)	下野國一社八幡宮社務所	0284-71-0292
4月11日(土)	ふるさと茂木春まつり	茂木町	道の駅もてぎ(芳賀郡茂木町茂木1090-1)	茂木町観光協会	0285-63-5644
4月11日(土)～4月15日(水)9:00～17:00(受付:16:00まで)	日光田母沢御用邸記念公園「栃木県の伝統工芸品展示即売会」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
4月11日(土)～5月6日(水・振休祝)	青バラの父 小林森治展～「不可能への挑戦」青いバラを求めて～	栃木市	とちぎ花センターとちはなちゃんドーム第1企画展示室(栃木市岩舟町下津原1612)	とちぎ花センター	0282-55-5775
①4月11日(土)～4月17日(金)9:00～18:00 ②4月18日(土)～5月20日(水)8:00～20:30	ふじのはな物語～大藤まつり2026～	足利市	あしかがフラワーパーク(足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
4月11日(土)～7月5日(日)の毎週土日開催 午前の部:10:30～11:30 午後の部:14:30～15:30	日光田母沢御用邸記念公園「邸内ツアーガイド」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
4月12日(日)	幻の長倉線ツアー	茂木町	真岡鐵道茂木駅(芳賀郡茂木町大字茂木1499-2)集合	(一社)もてぎニューツーリズム(茂木町商工観光課)	0285-63-5644
4月13日(月)～4月17日(金) ■4月16日(木)宵まつり ■4月17日(金)例祭	弥生祭	日光市	日光二荒山神社～市街地	日光二荒山神社 (一社)日光市観光協会	0288-54-0535 0288-22-1525
4月15日(水)～6月1日(月) ■ライトアップ:5月2日(土)～5月5日(火・祝)19:00～21:00[予定]	板室温泉 鯉のぼり遊泳	那須塩原市	板室温泉「やすらぎ橋」周辺(那須塩原市百村3090-6)	黒磯観光協会	0287-74-2822
4月18日(土)～4月19日(日) ■宵まつり(4月18日):「ぶっつけ」は19:00頃 ■本まつり(4月19日):「ぶっつけ」は18:00頃	大田原屋台まつり	大田原市	金燈籠交差点付近(大田原市中央1丁目1)	大田原市屋台まつり実行委員会(大田原商工会議所内)	0287-22-2273
4月18日(土)～4月19日(日)	2026しおや100キロウォーク	塩谷町	塩谷町立玉生小学校(スタート・ゴール)	しおや湧水の里ウォーク実行委員会	070-2178-0408
4月18日(土)～4月19日(日)10:00～16:00	Lady Like Marché	壬生町	東雲公園(下都賀郡壬生町壬生甲600)※国道352号線、東雲橋付近の公園	Lady Like Marché 公式 Instagram	https://www.instagram.com/ladylikemarche/
4月18日(土)～5月6日(水・振休)	春の丘のルピナス祭り	鹿沼市	鹿沼市花木センター ルピナスの丘(鹿沼市茂呂2002-1)	鹿沼市花木センター	0289-76-2310

～栃木県内のまつり・イベント情報～

4月18日(土)～5月10日(日)	あしかが『美』食まつり2026	足利市	足利市内各協賛店舗	(一社)足利市観光協会	0284-43-3000
4月19日(日) ■稚児行列:10:00～ ■イベント:10:30～15:00	薬師寺花まつり	足利市	薬師寺(足利市川崎町)	薬師寺	0284-91-0559
4月20日(月)11:00～	大猷院殿御祥忌法要	日光市	日光山輪王寺大猷院(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
4月25日(土)10:00～	開山祭	日光市	日光二荒山神社中宮祠(日光市中宮祠2484)	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
4月25日(土) 午前の部:11:00～12:00 午後の部:14:00～15:00	日光田母沢御用邸記念公園「フレッシュ青春(あおはる)コンサートⅠ」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
4月25日(土)～6月21日(日)9:30～17:00 ※最終入館は16:30	栃木県立美術館 春の企画展「ハッチポッチ 藤枝リュウジの世界」	宇都宮市	栃木県立美術館(宇都宮市桜4-2-7)	栃木県立美術館	028-621-3566
4月25日(土)～7月5日(日)	那須野が原博物館「企画展 世界人形紀行」	那須塩原市	那須野が原博物館(那須塩原市三島5-1)	那須野が原博物館	0287-36-0949
4月26日(日)※雨天決行 午前の部:10:30～ 午後の部:13:30～ 各1時間半～2時間程度	日光植物園「春のガイドツアー2026」	日光市	日光植物園(日光市花石町1842)	日光植物園	0288-54-0206
4月26日(日)11:00～	出流山満願寺「午歳本尊御開帳」	栃木市	出流山満願寺(栃木市出流町288)	出流山満願寺	0282-31-1717
4月29日(水・祝)10:00～14:30	奥日光バードウォッチング三昧	日光市	赤沼自然情報センター(集合)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
4月29日(水・祝)	もてぎ昭和の日	茂木町	茂木町縦町通り(芳賀郡茂木町)	(一社)もてぎニューツーリズム(茂木町商工観光課)	0285-63-5644
4月29日(水・祝)～5月6日(水・振休)9:00～17:00 (最終日は16:00まで)	第113回益子春の陶器市	益子町	城内坂・道祖土地区を中心に益子町内各所	益子陶器市実行委員会(益子町観光協会)	0285-70-1120
■献花祭:5月1日(金) ■奉納華展:5月1日(金)～3日(日・祝) ■鎮花祭:5月3日(日・祝)	献花祭・奉納華展・鎮花祭	真岡市	大前神社(真岡市東郷937)	大前神社	0285-82-2509
5月2日(土)～5月6日(水・振休) 午前の部:9:30～11:00 午後の部:13:00～14:30	戦場ヶ原 春のガイドウォーク	日光市	赤沼自然情報センター(集合)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
5月3日(日・祝)10:00～	両大神社大祭	日光市	琴平山両大神社(日光市平ヶ崎439)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月3日(日・祝)～5日(火・祝)[予定]	鏝阿寺春の大祭	足利市	鏝阿寺境内(足利市家富町)	鏝阿寺(ばんなじ)	0284-41-2627
5月5日(火・祝)	間々田のじゃがまいた	小山市	間々田八幡宮(小山市間々田2330)	小山市文化財課	0285-22-9659
5月5日(火・祝)[予定]	足利織姫神社春季例大祭	足利市	足利織姫神社(足利市西宮町)	足利織姫神社奉賛会(足利織物会館内)	0284-22-0313
5月8日(金)	那須岳開山祭	那須町	茶臼岳(那須岳)(那須郡那須町大字湯本字那須岳)	(一社)那須町観光協会	0287-76-2619
5月9日(土)～5月31日(日)	井頭公園ローズフェスタ2026	真岡市	井頭公園バラ園(真岡市下籠谷99)	井頭公園管理事務所	0285-83-3121
5月初旬～5月31日(日)8:30～16:30	塩原温泉ぼたんまつり	那須塩原市	妙雲寺(那須塩原市塩原665)※ぼたんまつり期間以外は開花状況に関わらず「ぼたん園」への立ち入りできませんのでご了承ください。	塩原温泉観光協会	0287-32-4000

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

春風が心地よい季節の中、新年度を迎え、皆様も忙しい日々をお過ごしのことと思います。

先日は花粉症をおして近くの公園に満開の桜を見に行きましたが、職業病なのか、足元に落ちているゴミが気になって仕方ありませんでした。花見シーズンで多くの方が訪れますが、ゴミを持ち帰るマナーはもちろん、落ちているゴミを一つ拾うだけでも風景は変わります。環境を守ることは心地よい空間を作ること、今年度もそんな気持ちを大切にしていきたいと思っております。

一 事務局だより

☆ 3月10日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリッド形式で開催され、菊池会長がWeb会議により出席しました。

☆ 3月11日（水）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 3月12日（木）

青年部関東ブロック幹事会が、千葉県野田市の柏廃材処理センターにおいて開催され、福田部長が出席しました。

☆ 3月26日（木）

公益財団法人栃木県環境保全公社の理事会が、ハイブリッド形式で開催され、菊池会長がWeb会議により出席しました。

栃木県建設産業団体連合会の常任理事会及び理事会合同会議が、宇都宮市の栃木県建設産業会館において開催され、神山副会長が出席しました。

☆ 3月27日（金）

関東地域協議会事務責任者会議が、ハイブリッド形式で開催され、野中常務理事兼事務局長が出席しました。